

■消防設備上、漏電火災警報器を設置しなければならない防火対象物の構造

- ・壁・床・天井のいずれかが次のようなもので造られている場合に、設置要件が生じる。
- ・鉄網＝ラスと呼ばれているもの。ラス・モルタルというのは、このラスの上にモルタルを塗ったもの。
- ・難燃材料には準不燃材料、不燃材料を含むがそれ以外の場合もあるので、漏電火災警報器の設置義務が生じる。
- ・準不燃材料＝不燃材料
- ・特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物のうち、延べ面積が(500) m²以上で、かつ、特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が(300) m²以上のものは、建築物の部分に使用されている材料によっては漏電火災警報器を設置しなければならない。」

間柱又は下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの壁を有するもの
 根太又は下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの床を有するもの
 天井野縁又は下地を準不燃材料以外の材料で作った鉄網入りの天井を有するもの

■漏電火災警報器の設置義務を考える場合、①構造条件と②面積または契約電流容量の条件。この両者を満たした場合に設置義務が生じる。

- ・延べ面積や契約電流容量に関係なく、漏電火災警報器の設置義務が生じる防火対象物は「重要文化財」である。
- ・自動車車庫、駐車場および回転翼航空機の格納庫等には、漏電火災警報器を設置しなくてもよい。
- ・漏電火災警報器は建築物の屋内電気配線に係る火災を有効に感知するようにしなければならない。
- ・防火対象物の延べ面積が小さくても契約電流が大きいと、漏電火災警報器の設置対象となる。

■消防法令上、建築物の構造によっては、漏電火災警報器を設置しなければならない防火対象物について

- ①契約電流容量に関係のないものを覚える。
- ②その他の防火対象物はすべて 50A を越えるものと覚える。

・漏電火災警報器の設置を要する面積

	延べ面積
①重要文化財	全部
②倉庫	1000 m ² 以上
③学校、図書館、停車場、神社・寺	500 m ² 以上
④劇場、集会場、キャバレー、飲食店、百貨店 病院、幼稚園、福祉施設、工場、スタジオ、地下街	300 m ² 以上
⑤ホテル、共同住宅、風呂（温泉）	150 m ² 以上

※①、②、③、⑤を覚えて、その他の防火対象物は④と覚える。

■変流器

- ・変流器は、警戒電路の定格電流以上の電流値を有するものを設けること。ただし、B 種接地線に設けるものにあつては、当該設置線に流れることが予想される電流以上の電流値を有するものを設けること。
- ・「変流器は、建築物に電気を供給する屋外の電路（建築構造上、屋外の電路に設けることが困難な場合にあっては、電路の引込み口に接近した屋内の電路）または B 種接地線で、当該変流器の点検が容易に行える位置に堅固に取り付けること。」・・・つまり屋内・屋外の両方に設置は可能。

※警戒電路の定格電流・警戒電流における負荷をすべて使用したときの最大負荷電流のこと。

「漏電火災警報器を可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に設ける場合にあっては、その作動と連動して（電流のしゃ断を行う装置）をこれらの場所以外の安全な場所に設けなければならない。」

■音響装置

- ・音響装置は、（防災センター等）に設け、その音圧及び音色は、（他の警報音）又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

※漏電火災警報器の音響装置と他の音響装置、たとえば非常警報設備や放送設備などの音響装置と併用することとはできない。

- ・漏電火災警報器の検出漏洩電流設定値は、誤報が生じないように当該建築物の警戒電路の状態に応ずる適正な値とすること。
- ・音響装置は守衛室など、常時人がいる場所に設ける必要がある。

■漏電火災警報器の設置をさける場所（又はやむを得ず設置する場合、適当な防護措置を施す必要がある場所）。

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| ・可燃性粉じんの滞留する場所 | ・湿度の高い場（湿気が多い場所） |
| ・腐食性ガスの滞留するおそれのある場所 | ・温度変化の激しい場所 |
| ・火薬類を製造し、貯蔵しまたは取り扱う場所 | ・振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所 |
| ・大電流回路・高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所 | |